

ピッコロ 虐待防止・身体拘束適正化・委員会規定

(目的)

第1条

この規定は、「虐待防止・身体拘束適正化に関する指針」に基づき、施設における虐待防止・身体拘束適正化について検討、研修等の諸活動を行うことを目的として設置する虐待防止・身体拘束適正化委員会の運用等について定める。

(構成員)

第2条 委員会は以下に掲げる者で構成する。

- ①管理者
- ②児童発達支援管理責任者
- ③サービス管理責任者
- ④看護職員
- ⑤専門職員など（保育士、機能訓練担当職員、生活支援員）

2 委員会の中から委員長を決定し、これを管理者が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。但し、再任は防げない。

2 欠員により補充された委員の任期は前任者の残存期間とする。

3 委員は任期が満了した場合においても新たに委員が選出されるまでは、任期に関わらず引き続きその職務を行うものとする。

(業務)

第4条 委員会は年に3回以上開催し、「虐待防止・身体拘束適正化に関する指針」に定めた情報や報告を求め調査・対応を審議する。

(運営)

第5条 委員会は原則4ヶ月に1回開催とするほか、必要に応じ臨時に開催する。

2 虐待や権利侵害、あるいは不適切な身体拘束の疑いがあるときは必ず開催しなければならない。

3 委員会が必要と認めるときは、委員会以外の者を委員会に出度させ、その意見を聞くことができる。

(記録の保存)

第6条 委員会の審議内容は記録し、5年間保存する。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。